



目黒区男女平等・共同参画

オンブーズ(苦情処理機関)

年次報告

令和4年度

目 黒 区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成 14 年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害（性による差別、セクシュアル・ハラスメントなど）や、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関（苦情処理機関）です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	令和4年5月20日～令和6年5月19日まで
オンブーズ	市川 静代（弁護士）
	津野 香奈美 （神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 准教授）

令和5年4月28日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブズ

市川 静代

津野 香奈美



「令和4年度目黒区男女平等・共同参画オンブズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和4年度事業運営状況報

1 相談・申出（注）件数とその内訳

令和4年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった（別表参照）。

2 令和4年度についての感想

1. 相談・申出件数とその内訳

令和4年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった。問い合わせは1件あったが、オンブーズ紹介には至らなかった。

2. 令和4年度についての感想

昨年度に引き続き相談・申出ともにゼロであり、十分に活用されているとは言えない状況にある。本制度が目黒区において、男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための身近な事業として、より認知・活用されることを期待したい。

以 上

（注）目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

申出

区民が、条例第22条に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

第22条

区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

4 その他

事務局対応の問い合わせ等

1件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応問い合わせ						1							1

一身上の問題、かつ急を要する問題。

→ お話をお聞きしようとしたところ、紹介至らず終了。

WBCでは日本が世界一となり、カタールW杯でも大躍進をし、若者の大熱戦に日本中が感動しました。そんな中、日本では少子化が急速に進み、「異次元の対策」が表明されました。若者の所得の低さが、非婚率を上昇させ、少子化の一因になっているという分析があります。家庭や子供を持ちたいと思う若者が安心できるように、経済的支援や、子育てのコストの継続的な軽減が期待されています。また、女性や子供は経済面、身体面等で困難な状況に陥りやすく、迅速にサポートし、子供が健康で幸せに成長できる環境を確保することが重要で、こども家庭庁も発足しました。仕事と生活の調和(ワークライフバランス)も対策の一つです。

目黒区の昨年の調査では、ワークライフバランスを実現するために、男性は「長時間労働の是正」が、女性は「両立支援策」が特に必要であると答えており、女性の起業就業支援も期待されています。今般、中小企業の月60時間超の法定時間外労働に対する割増賃金率が50%に上がり、大企業では男性の育休取得率等の公表が義務化されました。市民や民間団体等、社会全体で子育てを支援する活動も広がっています。

市川 静代

一年をふり返って

目黒区の令和4年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告によると、「男女には社会や家庭などで性別による固定的な役割がある」という考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人は男性18.0%、女性15.9%、「どちらかといえば反対」「反対」は男性71.5%、女性76.4%と、令和3年度と比較すると反対と回答した人の割合はそれぞれ1ポイント・2.7ポイント減少していました(男性72.5%、女性79.1%)。家事を「妻と夫が同じ程度に分担している」と回答した割合(男性22.3%、女性15.2%)についても、令和3年度よりそれぞれ1.7ポイント・0.7ポイント減少、育児に関しても同様に3.8ポイント・1.8ポイント減少しています。男女共同参画が求められる時代に、なぜ逆行するような結果が出たのでしょうか。

令和4年度、在宅勤務を減らし出勤勤務に切り替える企業が相次ぎました。例えばHondaは5月の大型連休明けに、在宅勤務推奨から原則出勤に転換しています。因果関係はわかりませんが、こういった方針転換が男性の家事育児参画に負の影響をもたらした可能性があります。事業主は改めて、男女共に仕事にも家庭にも共同参画できる労働環境を考える必要があるかもしれません。

津野 香奈美

■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。
- 4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

■相談・申出のながれ

相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

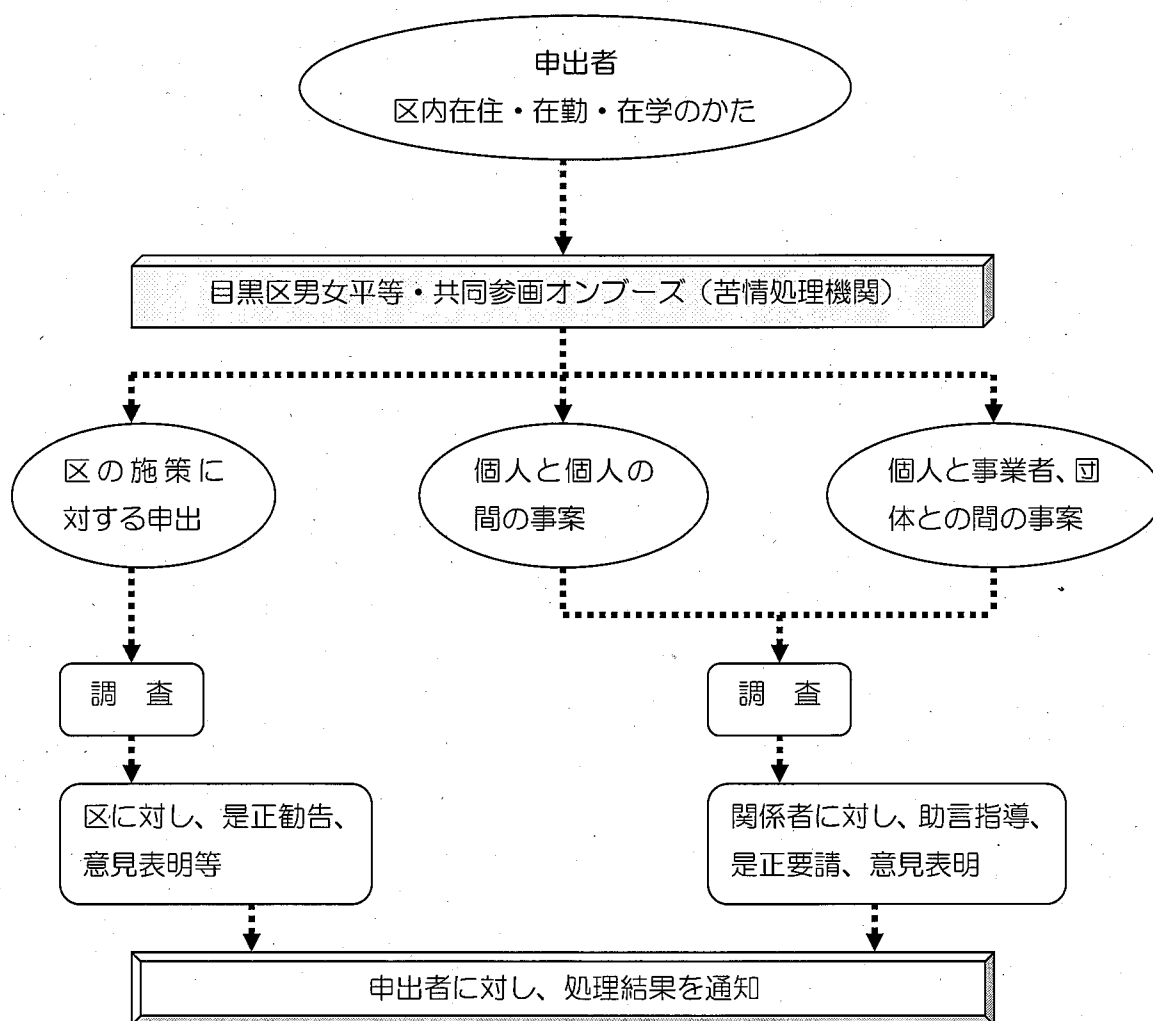
【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局

（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ あて

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
- ②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
- ③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 】
- 2 申出除外事項の該当確認 【 】
 - (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
 - (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
 - (4) オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブズ（苦情処理機関）年次報告
令和4年度

令和5年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区総務部人権政策課男女平等センター係
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

目黒区中目黒二丁目10番13号

電話：03-5721-8570

FAX：03-5721-8574